

学内研第291号
平成27年8月7日

各部局等の長 殿

理事・副学長（研究・企画戦略担当）

西田 睦

（公印省略）

CITI Japan e ラーニングシステムの利用開始について（依頼）

平成26年8月26日に制定された文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が平成27年4月1日から適用され、大学において研究活動に関わる者を対象として、定期的に研究倫理教育を実施することとなりました。

これに伴い、本学でも平成27年2月24日開催の教育研究評議会の了承の下、「琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備し、各部局長が研究倫理教育責任者となって、各部局において研究倫理教育を実施する体制を整えていただいているところですが、この度、平成27年6月23日開催の教育研究評議会において、琉球大学の研究活動にかかわる者を対象とした研究倫理教育として、原則、CITI Japan e ラーニングシステムを用いて自習（テストで80点以上を獲得）することが決定されました。

については、各部局におかれましては、CITI Japan e ラーニングシステムの利用開始に向けた各種事務手続き及び円滑な利用にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、利用開始に向けた各種事務手続きにつきましては、別途、研究推進課から通知をいたしますのでご承知おきください。

琉球大学総合企画戦略部研究推進係 池間
TEL : 098-895-8932 FAX : 098-895-8185
e-mail : knknkyu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

事 務 連 絡
平成27年7月15日

各部署等の長 殿

理事（研究・企画戦略担当）

西 田 睦

（公印省略）

学生向け研究倫理教育にかかる本学独自教材について（通知）

研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことを受け、文部科学省は、平成26年8月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を改正し、全国の大学に対してこれに基づき、平成27年度から学生に対する研究倫理教育の実施を求めています。

これに対応するため、平成27年6月23日の教育研究評議会において、別紙1のとおり研究倫理教育の実施方策が了承され、平成27年7月14日の全学教育委員会において別紙2のとおり報告をいたしました。

つきましては、学生向けの研究倫理教育実施に資する本学独自教材を下記HPへ掲載いたしましたので適宜ご使用くださいますようお願いいたします。

記

総合企画戦略部 研究推進課HP

（学部学生向け）研究倫理教育用 本学独自教材の掲載について

URL : <http://w3.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/?p=14387>

琉球大学総合企画戦略部研究推進係 池間
TEL : 098-895-8932 FAX : 098-895-8185
e-mail : knknkyu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

教職員向け研究倫理教育実施方策

1. 対象者

- 研究に関わる全ての教職員
教員、博士研究員、大学院学生 等
職員のうち競争的資金を受給中の者、申請予定のある者
その他研究者番号を有する者

2. 実施体制

- 各部局等に、部局等内における研究活動上の不正行為の防止等を総括する研究倫理教育責任者を置き、原則として国立大学法人琉球大学予算規程第3条に規定する予算責任者をもって充てる。(別紙6)
- 研究倫理教育は、毎年度実施する。
- 学習形態は2種類用意し、いずれを選択するかは研究倫理教育責任者に一任する。(又は受講者の判断に委ねる。)(別紙7)

3. 実施方策

| | ①CITTI Japan | ②全学セミナー |
|--------------|---|-----------------------------------|
| A 学修形式 | eラーニング | 座学※ |
| B 理解度の把握方法 | CITTIに実装されているeラーニングシステムにより受講者個人が受講した上で理解度テストを受ける。 | セミナーの後半にテストを実施する。 |
| C 受講完了のエビデンス | CITTIシステム上の機能を用いた受講管理 | セミナーへの出席及びテストにおける一定割合の正答をもって受講とする |

※ 講師の講義を録画した上で、後日当該講義の上映を行い、これもセミナー相当として充てる。

4. 各部局における受講完了報告

- 研究倫理教育責任者は、域内の対象者から提出された受講報告書を取りまとめの上、統括管理責任者(研究担当理事)へ提出する。

5. 未受講者及び理解度が低い受講者に対する方策

- 研究倫理教育責任者の責任において、未受講者に対して督促を行うとともに、理解度が低い受講者に対しては、再教育及び理解度再調査を実施する。